2005・7/6

中日新聞（夕刊）　11面　（第3種郵便物認可）

# 高齢の身 日本語・就労の苦難

## 戦後60年 全部で2489世帯

## 世帯6割は生活保護

戦後六十年がたち、中国残留孤児の高齢化が進む。働きながら自立した生活を送るのはますます困難となり、厚生労働省が三月に公表した調査では、老後の不安を訴える声が強く挙がった。

一九七二年の日中国交正常化後、永住帰国した残留孤児・家族は二千四百八十九世帯、九千百十五人。年月とともに身元の判明は難しくなり、帰国者は八〇年代後半をピークに減り続けている。

同省は、埼玉と大阪にある「定着促進センター」や、全国十二カ所の「自立研修センター」で、日本語指導や就労相談・指導などを行ってきたが、調査からは自立生活が困難な現状が浮かび上がる。

帰国後の大きな問題は、まず言葉の壁だが、日常会話に不便を感じないのは六人に一人、全くできない人も8・4%いた。帰国時期が遅いほど日本語理解は困難で、帰国後五年以内の人では半数以上が片言程度までしかできなかった。

本人も配偶者も就労していない世帯は八割。半数が高齢を理由にしている。61・4%の世帯が生活保護を受けており、生活が「苦しい」「やや苦しい」と答えた人は計64・6%に上った。

# 司法無情に残留孤児怒り

## 名古屋の原告団長 中国語で「抗議」

中国で差別され、日本での居場所もない。「わたしは一体、何人なのか？」―。祖国であるはずの日本に帰国後、苦しい生活を強いられてきた中国残留孤児たちが「生きる権利」を求めて全国十五地裁に起こした国家賠償訴訟。大阪地裁が初めて示した判断は、年老いた孤児たちの思いを打ち砕いた。言葉がわからぬ孤独な暮らし。見つからない仕事。戦後六十年、傷跡はまだ、消えない。＝⑪面参照

萩野下原告団長

開廷後間もなく裁判長が告げた。「請求をいずれも棄却する」。原告の多くは日本語が不自由だ。弁護士の一人が傍聴席に向かって、手を交差させてバツ印をつくると、廷内に、ため息が漏れた。裁判長が朗読する判決理由を必死に聞き取ろうと身を乗り出す人や、目をつぶり天を仰ぐ人も。「許せない」「冷たい」

法廷に入れない原告らは裁判所の敷地で判決を待った。「残念ながら、負けたということです」との知らせが届くとみな、厳しい表情に。原告の一人は「六十年も待たされて、国は何も与えてくれなかった」と涙をこぼした。

公営住宅で暮らす原告の一人は、自分たちと、帰国した北朝鮮拉致被害者とを比較する。どちらも本人には責任がない。「なのに、この境遇の違い。同じ日本人だ。国からこんなに差別されて不公平です」

閉廷後に記者会見した原告団長の松田利男さん（六八）は怒りをにじませた。「残留孤児には命を落としている者もたくさんいる。判決はわれわれの厳しい状況を理解せず、要求とあまりにも距離が遠い。全国の原告団が団結し、命をかけて戦い続けます」

敗訴の知らせは、名古屋地裁に同様の訴訟を起こしている孤児たちの元にも届き、原告・弁護団は愛知県弁護士会館で記者会見した。

落胆した表情で判決後開かれた報告集会に参加する中国残留孤児と支援者＝6日午前11時10分、大阪市北区の大阪弁護士会館で

原告団から四人が出席し、原告団長で岐阜市の萩野下文夫さん（六三）は「不当判決に断固抗議します。私たち孤児に道理があることは、事実が物語っています」と、強い口調で話した。日本語がほとんど話せないため、通訳を交えての訴え。今も原告の約半数は生活保護を受けているという。

## 大阪原告団長 松田さん「命懸け」続く闘い

大阪判決の影響について、弁護団事務局長の瀧康暢弁護士は「われわれの裁判にいい影響はないだろう。しかし、国に早期帰国実現義務があったことを認めながら、義務違反はなかったとする大阪判決には矛盾やもろさがあり、そこをついた立証をしたい」と話した。

名古屋訴訟では愛知、岐阜、三重など七県に住む計二百十人が四次にわたり、国を提訴している。既に一次から三次訴訟の原告については証拠調べが終了しており、年内に結審、来春にも判決が言い渡される見通しだ。

日本人なのに日本語をなぜ話せないのか。帰国後の苦しい生活は誰の責任か。原告団長の松田さんを訴訟に駆り立てたのは「残留孤児の悲劇をひっそりと終わらせようとする」国への怒りだ。

家族とともに旧満州（中国東北部）に入植した松田さんが孤児となったのは九歳のとき。「ソ連参戦」のうわさが流れ、ハルビンへ逃げたが、チフスや飢えで祖父母や父母らが次々と亡くなった。「生きるために」中国人の養子になった。

「小日本鬼子」と日本人の蔑称（べっしょう）で差別され、文化大革命で「日本のスパイ」とのしられた。一九七一年には心労で養父母と妻が相次いで死亡。「子どもを自分と同じ目に遭わせたくない」と、七六年に三十九歳で帰国した。

祖国にも居場所はなかった。兄の住む北海道で生活を始めたが、日本語が話せないため就職先はない。粗大ごみのテレビを拾い、日本語を独学。三年目に職業安定所を訪ねたが、対応は冷たかった。「もっと日本語を身に付けないと仕事を紹介できません」。その時の絶望感を今も忘れない。

ようやく就職した鉄道関係の会社をリストラされ、姉を頼って大阪へ。兵庫県の砕石工場を退職して今、再婚した妻子をわずかな年金で養う。

「裁判は命懸け。長引くと体力、経済的にもたない」と松田さん。裁判ですべてが解決するとは思っていない。だが、こうも言う。「残された人生を日本人として人間らしく生きたい」